

意見書

平成 26 年 3 月 5 日

総務省自治行政局地域情報政策室 御中

郵便番号：〒104 - 0028

(ふりがな) とうきょうとちゅうおうくやえす 2-8-1

住所：東京都中央区八重洲 2 丁目 8 番 1 号

(ふりがな) じょうほうさーびすさんぎょうきょうかい

団体名：一般社団法人情報サービス産業協会

(ふりがな) せいさくいいんちょう よこつかひろし

氏名：政策委員長 横塚裕志

電話番号：03-6214-1121

「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針」(案)に関し、以下のとおり意見を提出します。

今般、貴室が公表した「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針」案は、番号制度の導入に併せて自治体クラウドの導入を最優先課題と位置づけ、地方自治体における情報システム改革の具体的な取組の提示に重点を置いていることから、その内容に賛同の意を表します。

特に、第 1 節の指針 3 は、都道府県による域内市区町村の自治体クラウド化の取組に関して、首長・副首長等の幹部層への働きかけが示されており、その効果を大いに期待しています。

また、第 2 節の指針 7 及び指針 8 として示されている「ICT 利活用による住民利便性の向上」は、行政コストの削減や行政事務の効率化に留まらず、地域に根差した新たな電子行政サービスや行政データの民間開放による官民協働サービスの創出に繋がるものであり、従来の自治体情報システムの在り方を根本から一新するものとして期待されます。

当協会におきましても、電子自治体加速化の推進が困難とみられる自治体首長向けに「『自治体クラウド共同利用化』推進に関する提言」を取りまとめたところです。

(URL : <http://www.jisa.or.jp/Portals/0/resource/opnion/20140228.pdf>)

自治体の多くは、厳しい財政の制約の下で、IT 投資は年間数千万円以下であり、情報システム部署の要員も数名以下の状況にあります。各自治体は、必要な情報システムを独力で維持し、住民サービスを提供することに限界が生じている可能性があるといえます。

現況を打破するためには、自治体の情報システムのコスト構造や組織の枠組みを抜本的に見直す、「自治体クラウド共同利用化」を推進していくことが必要です。是非、指針公表後も引き続き、自治体クラウド共同利用化の推進に向けた取組をお願いいたします。

また、自治体のクラウド共同利用化には、情報サービス事業者との協業が不可欠です。指針 38 頁コスト分析表にある「(7) 時期調整費用」は、各自治体が足並みを揃えて共同利用を加

速化する上で重要であり、情報サービス事業者とのコミュニケーションを図りつつ、本指針の目的達成に取り組まれるよう要望いたします。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。別紙に記載する場合はページ番号を記載すること。